

事業評価シート

担当課・室長：適正処理推進室長

事業名	環境の保全上の支障の防止
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的利用の推進 廃棄物の適正な処理の推進
1 事業の概要	<p>循環型社会形成推進基本法では、国は、循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止するための必要な措置を講じなければならないこととされている。すなわち、循環資源の再生利用等に伴う健康被害等が生じないよう、国は公害防止・規制策を適切に講じる等の措置をとる必要がある。</p> <p>本事業は、 産業廃棄物に係る行政情報の管理システムの構築・運営 環境の保全上の支障を生じさせることがない産業廃棄物の再生利用方策の検討 不法投棄等の不適正処理の状況把握、監視・指導の徹底 廃棄物処理に係る研究の推進 最終処分場の適正管理 を行っているものである。</p>
2 進捗状況	<p>産業廃棄物に係る行政情報の管理システムについては、従来厚生省において整備されていた基礎的なネットワークを環境省に移管して運用を開始するとともに、当該ネットワークを基礎としてより高度な産業廃棄物情報管理システムを構築するため、具体的な方策について検討を行っているところ。</p> <p>廃棄物処理法を数次にわたり改正し、排出事業者責任の徹底、罰則の強化及び原状回復のための措置命令制度の充実等、不法投棄防止のための規制を大幅に強化。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄の状況についてみると、件数では11年度に初めて減少に転じたものの1000件を超え、量では年間40万トン前後で推移しており、さらに対策を強化することが必要な状況にある。</p> <p>地方公共団体のパトロール活動等に対する補助を行うとともに、平成12年度補正予算でIT技術を導入した人工衛星を用いた監視システム、携帯情報端末を利用した監視連携システム等の開発・実用化に着手した。</p> <p>最終処分場については平成3年に台帳作成が制度化、平成9年に維持管理積立金制度が創設、平成10年には構造基準、維持管理基準が強化されたが、一部の処分場において硫化水素の発生問題等が生じている。最終処分場の適正な管理を確実にし、信頼性を向上するために最終処分場に係る基準の改定の検討や埋立終了後の最終処分場における環境汚染防止のための対策の検討に着手。</p>
3 評価	産業廃棄物情報管理システムの整備により、産業廃棄物に係る情報の管理が効率的に行われ、地方公共団体による事業者へ

	<p>の適切な指導や都道府県廃棄物処理計画の策定等に資する。</p> <p>未だ年間1000件を超える不法投棄がされており、廃棄物処理全体に対する国民の信頼を失わせる大きな要因となっていることから、緊急に効果的な施策を推進していく必要がある。</p> <p>規制等の法制度は整備されたが、これを厳格に運用していくことが必要であり、実際の運用を行う地方公共団体の適切な対応が可能となるよう、財政的な支援に加えて、IT技術を利用した新たな未然防止システムの開発・普及や関係行政機関や国民一般、産業界等の連携体制を充実させるための施策を進める必要がある。</p> <p>また、廃棄物の適正処理の推進のためには、最終処分場の適正な管理は極めて重要であり、最終処分場に係る基準の設定・改定、埋立終了後の最終処分場による環境汚染防止のための管理手法、環境汚染を生じるおそれがある場合の対策手法の確立のための施策の推進が必要である。</p> <p>産業廃棄物のリサイクル率（平成10年度42%）を、環境保全上の支障を生じさせることなく向上させるため、なお一層の再生利用方策の検討が必要である。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物情報管理システム構築事業費 ・ 産業廃棄物関係情報支援事業費 ・ 廃棄物再生利用施設整備費補助 ・ スラグ等再生利用促進調査 ・ 不法投棄等衛星監視システム開発調査 ・ 野積み廃車等環境影響調査研究 ・ 産業廃棄物不法投棄及び不適正処理現地調査指導費 ・ 廃棄物適正処理監視等推進費 ・ 廃棄物処理等科学研究費補助金 ・ 廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査 ・ 環境破壊行為早期対応システム整備費 ・ 不法投棄等防止対策・原状回復推進費
5 対応副施策等	<p>- (2) - 環境の保全上の支障の防止</p>